

## 高知広域都市計画地区計画の変更（高知市決定）

春野町弘岡産業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	春野町弘岡産業団地地区計画
位 置	高知市春野町弘岡下字元弘，字鑑田，字橋谷口及び字蠟谷の各一部
面 積	約0.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は，高知市南西部に位置し，地区北側の荒倉山によって住居系土地利用を形成する市街地とは隔てられた自然環境に恵まれた市街化調整区域である。一方，国道56号沿いで，四国横断自動車道（高知自動車道）土佐IC，伊野IC双方から約5km，中心市街地からも約9kmの道のりであり，市内外への交通の利便性に優れた地区である。 これらの立地条件を活かし，本地区に地区計画を策定することによって，産業団地としての適正な土地利用を図り，市街地との連携を図りながら，周辺環境と調和した快適で潤いのある産業団地の形成を目標とする。
	土地利用の方針 本地区は，建設業及び関連企業を中心とした企業立地を図るための適正な土地利用を誘導し，景観や周辺の自然等との調和に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針 本地区において整備する用地は，外周の公共施設との高さ等の整合を図るとともに，新設する水路，緑地等の施設は機能が損なわれないように維持，保全を図る。
	建築物等の整備の方針 建築物等の用途の混在等を防止し，良好な産業団地としての環境を保全し，周辺環境と調和した良好な景観を形成するため，次に掲げる事項について必要な基準を定める。  (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の高さの最高限度 (5) 建築物等の形態又は意匠の制限 (6) かき又はさくの構造の制限

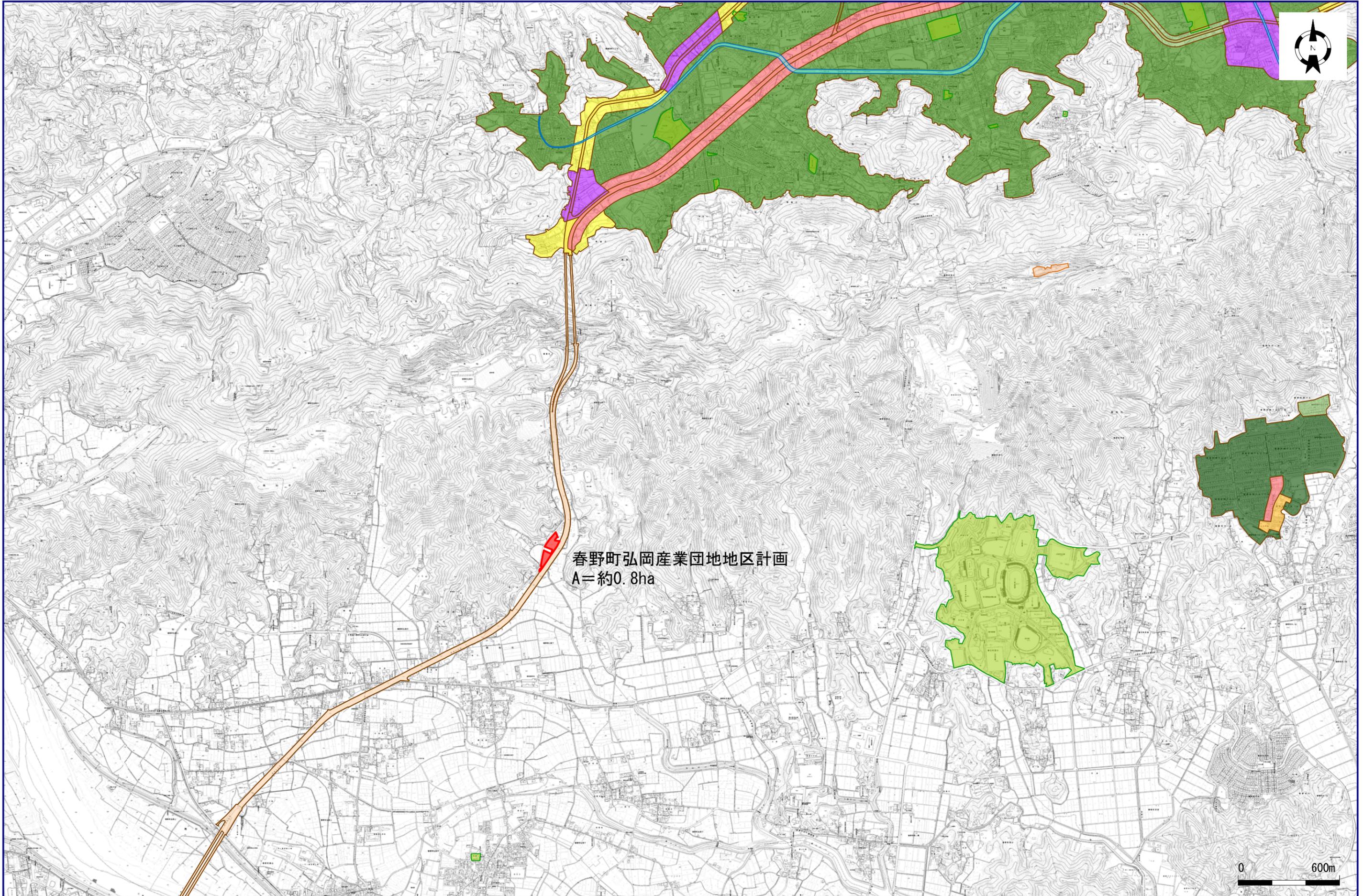
地区整備計画	配地区及及び設規の模	緑地	A = 約240m <sup>2</sup>
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅</li> <li>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>(4) 学校、図書館、博物館その他これらに類するもの</li> <li>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>(7) 公衆浴場</li> <li>(8) 病院又は診療所</li> <li>(9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの</li> <li>(10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>(11) 展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(12) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(13) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</li> <li>(14) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>(15) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</li> <li>(16) ホテル又は旅館</li> <li>(17) 自動車教習所</li> <li>(18) 畜舎</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	300 m <sup>2</sup>
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から、隣地境界線までの距離は1.5m以上、道路境界線までの距離は2.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	20m
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物等の外観、意匠等は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、高知市景観計画の規定に則したものとし、周辺環境に配慮したものとす。</li> <li>(2) 屋上設置の設備機器及び給水管、ダクト等はできるだけ見えない工夫とし建築物と一体的なデザインとする。</li> <li>(3) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとすること。</li> <li>イ 自家用に設置するものに限る。</li> <li>ウ 屋根面に表示しないものであること。</li> </ol> </li> </ol>
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさく（門柱及び門扉を除く。）を設置する場合は、生け垣又は高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。	

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

本地区は、交通の利便性に優れ事業活動に適した地区であることから、周辺環境と調和のとれた土地利用を図り、良好な産業団地として適正な規制誘導を図るため、地区計画を定めるものである。

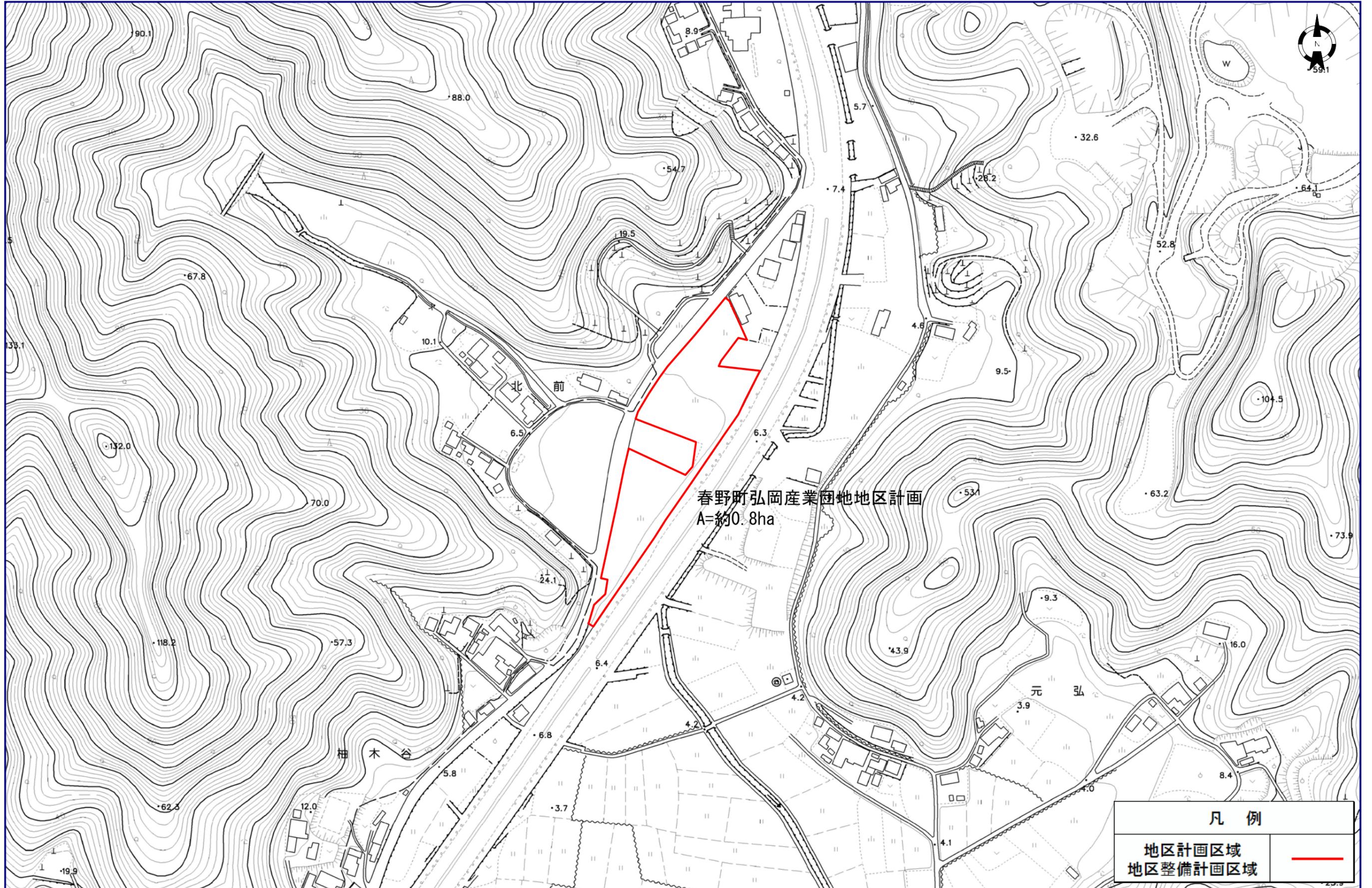
# 高知広域都市計画総括図



春野町弘岡産業団地地区計画  
A=約0.8ha

S=1 : 20,000

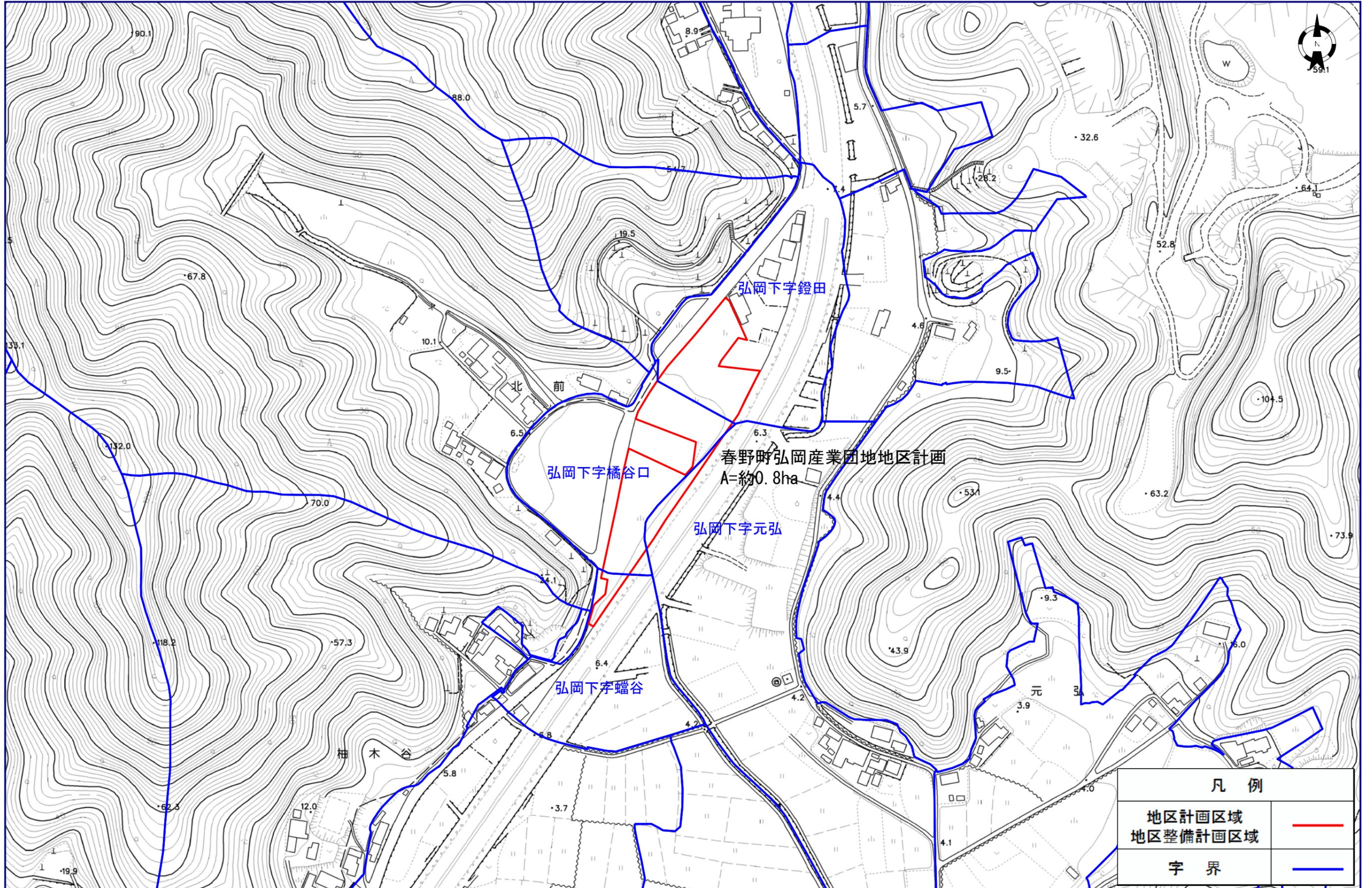
# 計 画 図



S=1 : 2,500



# 字界図

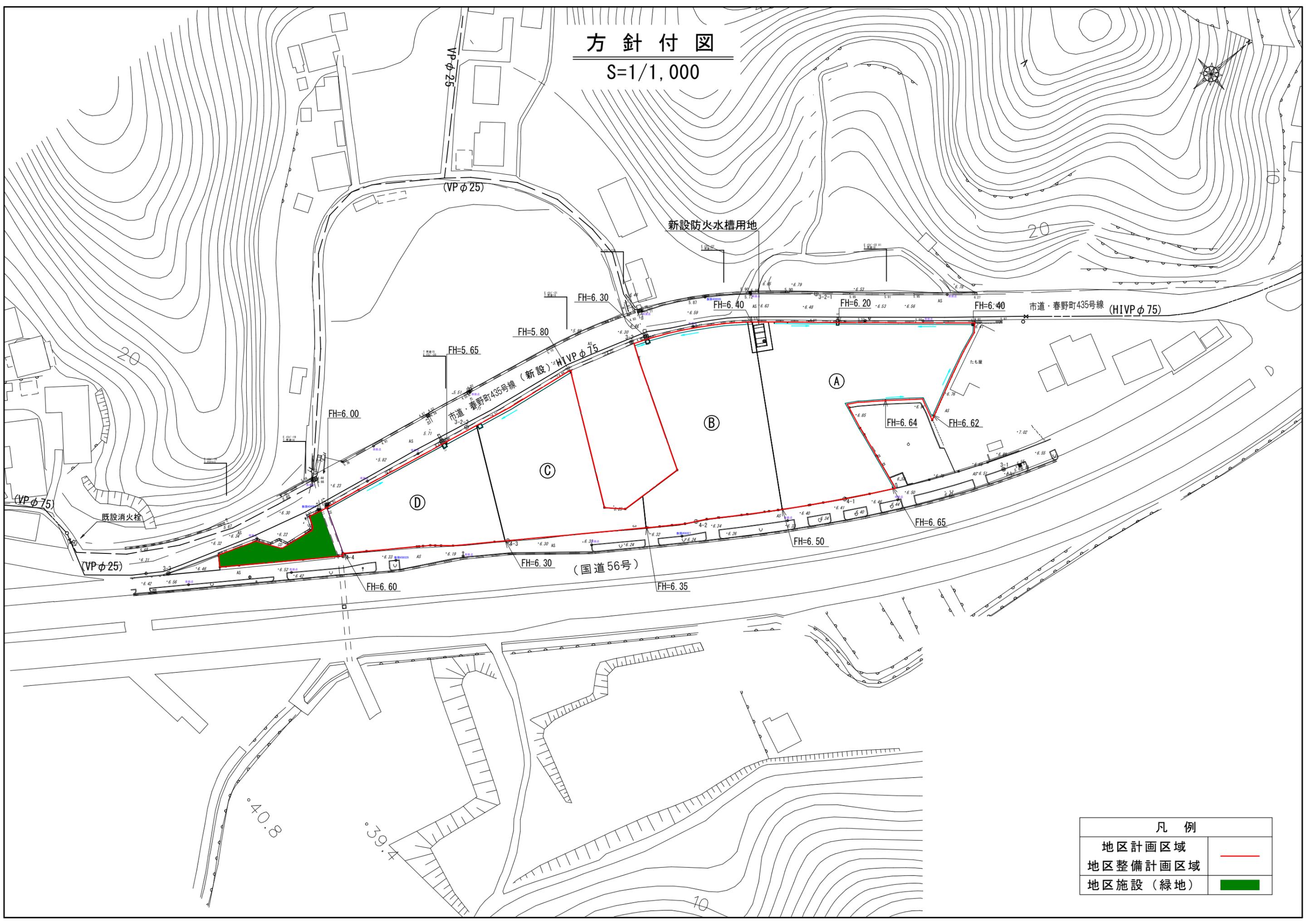


S=1 : 2,500



# 方針付図

S=1/1,000



凡例	
地区計画区域	—
地区整備計画区域	—
地区施設(緑地)	■